

第 8 2 号議案

芦屋市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による建築基準法の一部改正に伴い、同法を引用する規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例

芦屋市住みよいまちづくり条例（平成 12 年芦屋市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 確認申請等 法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項（法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請、法第 6 条の 3 第 1 項の規定による構造計算適合性判定の申請又は法第 1 8 条第 2 項、 <u>第 4 項</u> （法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）若しくは <u>第 5 項</u> の規定による計画通知をいう。 (5)～(17) (略)	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 確認申請等 法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項（法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請、法第 6 条の 3 第 1 項の規定による構造計算適合性判定の申請又は法第 1 8 条第 2 項（法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）若しくは <u>第 4 項</u> の規定による計画通知をいう。 (5)～(17) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市住みよいまちづくり条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による建築基準法の一部改正に伴い、同法を引用する規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合に、当該機関の長等が指定確認検査機関に計画通知を提出できることとする建築基準法の改正に伴い、確認申請等の定義に当該計画通知を加えるほか、項の繰下げに係る規定の整理を行う。(第2条関係)

3 施行期日

公布の日

建築基準法（抜粋）

（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例）

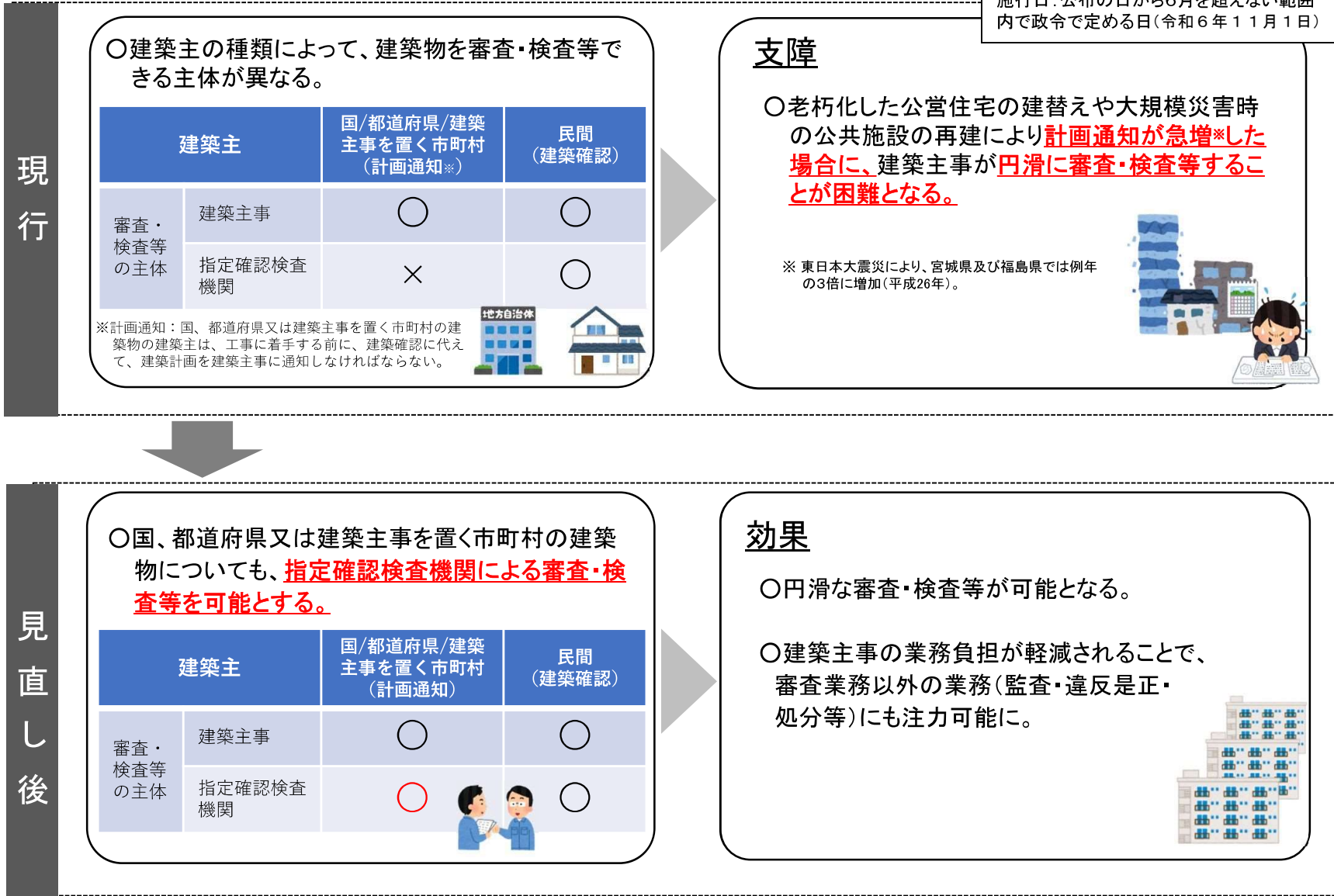
第18条 （省略）

（第2項及び第3項省略）

- 4 国の機関の長等が第2項の規定による通知をしなければならない場合において、国の機関の長等が同項の計画を当該計画に係る工事に着手する前に第6条の2第1項の規定による指定を受けた者に通知したときは、当該者は、当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めたときは、当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付しなければならない。この場合においては、前2項の規定は、適用しない。
- 5 国の機関の長等は、前2項の場合において、第2項又は前項の通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「審査」という。）を要するものであるときは、当該建築物の計画を都道府県知事に通知し、構造計算適合性判定を求めなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る審査が、特定構造計算基準のうち第20条第1項第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分であつて審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかの審査である場合において、当該審査を構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事等がするとき又は第6条の2第1項の規定による指定を受けた者が当該要件を備える者である第77条の24第1項の確認検査員若しくは副確認検査員にさせるときは、この限りでない。

（第6項から第41項まで省略）

国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する
審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用（建築基準法）



【内閣府資料抜粋】